

---

○議長（稲葉昭宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時04分）

---

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第6、議案第64号 松崎町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者からの提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第64号は、松崎町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（総務課長 山本秀樹君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○2番（福本栄一郎君） ちょっとお伺いしますけれども、松崎町特別職の職員で常勤の者の給料というんですけれども、常勤の者というのは誰と誰のことですか、それが1点です。

それから、いま総務課長の説明で職員の人事院勧告に伴って、この常勤の者の特別職を右にならえでやりますという・・・、職員はうちの方はそういった人事院的なものがないものですから、国の人事院の勧告に右にならえにしていることは十分にわかります。職員の生活給・・・、一生懸命夜遅くまでやっています。町民のために。これは当然のことです。ですけれども、特別職については人事院の勧告を受けるのですか。その辺を。まず、2点をお伺いします。

○総務課長（山本秀樹君） まず、常勤の者ということで、一応先ほどもちょっと説明をしましたけれども、特別職3名ということで町長、副町長、わが町の場合は教育長も一応その一人ということで給与を定めてありますので、その教育長を含めての3名という形になっております。

それから、町の職員と合わせる理由ということなんですけれども、当然特別職等につきましては、人勧の方は影響はいたしません。ただ、町の方の今までの経緯からしますと期末手当の支給率は町の一般職と同率で推移をしてきておりますので、今回の・・・、今まで年3.95

か月という形で職員と同率であったということもありますので、今回は町の職員の方が4.1か月に増えたというようなことから特別職の方も同様に4.1か月にするというものでございます。

○2番（福本栄一郎君） 特別職の常勤というのは、町長と副町長でわかります。教育長につきましては、給料上では一般職ということですよ。それはわかるんですよ。町長、副町長はいわゆる人事院の勧告というのは町村・・・、全国に約1800ですか、町村の財政状況によって決めなさいということだと思えます。職員については、いろんな物価スライドとか、ラスパイレスは国を100とした場合ですけれども・・・。ですから、人事院がないから右にならまいしょうということで職員はやっているんです。特別職については、各地方自治体の独自の財政状況、町村の規模、職務の多い少ない問題ということでおのずと決まってくる。ということになりますと、ここの松崎町の条例に定めた松崎町行政調査委員会条例による委員会にかけたんですか。諮問したんですか。その辺をお伺いします。

○総務課長（山本秀樹君） そちらの方に諮問はしておりません。

○2番（福本栄一郎君） ここに松崎町行政調査委員会条例の第2条の所掌事務で、第5号、「議会議員の議員報酬の額並びに町長及び副町長の給料の額に関する条例に関すること」ということです。特別職についてはこの松崎町行政調査委員会条例にちゃんと明記されているについてなぜ町民の皆様方、このメンバーは10人くらいいると思うんですけれども、なぜ諮らなかったかということ、その辺の理由をお聞かせください。

○総務課長（山本秀樹君） 一応今回の部分につきましては、期末手当ということで、給与ではないというようなことから今回は省略させていただきました。

○2番（福本栄一郎君） 期末手当というのは、イコール額でしょう。期末手当の率を・・・、その額に関する条例ですから、一般論でしょう。期末手当、勤勉手当いくらじゃなくて、額に・・・、一般的なことについて当然・・・、給料は別としても年俸は上がってくるでしょう。ということは範ちゅうに、適用になるんじゃないですか。その辺をお願いします。

○総務課長（山本秀樹君） 過去の経緯をみましても、例えば下げるときにはそのまま下げたりもしています。給与に関してはかけることはありますが、手当等につきましては、今回は給与ではないというようなことから、委員会の方にはかけなかったというようなことでございます。

○2番（福本栄一郎君） ちょっと考え方が荒っぽすぎると思うんです。下げるときは額が下がるからいいじゃないか。上がるときも、今回は率の方だからいいじゃないかじゃなくて、上げ

るも下げるもこれは町長、副町長、教育長も含めて条例があるじゃないですか。一般職は松崎町職員等の給与に関する条例、特別職の町長、副町長の条例が個々にあるんです。それがあっても関わらず、しかも行政調査委員会でこういうふうに明記されているにも関わらず、拡大解釈じゃないですか。それじゃあまりにも荒っぽいじゃないですか。

職員は、公務員は全て法律を擁護して順守する義務があるじゃないですか。じゃあ、なんでこんな条例があるんですか。その辺はどうですか。町長。その辺の考え方は。

(「議長。休憩」と呼ぶ者あり)

○議長(稲葉昭宏君) 質疑中だからちょっと待ってください。

町長、答弁はいいですか。いま町長に答弁を求めています。

○総務課長(山本秀樹君) 条例の方では給料についてというようなことになっていますので、給料であれば、要は月給の報酬のところの固定給というものが給料で、全体の給与額ということになると、その手当も含めてというようなことになるので、給料ということになっていますので、先ほどちょっと私の方が給与と言いましたけれども、給料の方になっていますので、今回は手当は給料ではないということから、かけてないということでございます。

○議長(稲葉昭宏君) 暫時休憩します。

(午前10時15分)

---

○議長(稲葉昭宏君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時24分)

---

○議長(稲葉昭宏君) 質疑を続けます。

○10番(鈴木源一郎君) 町長、副町長のボーナスには勤勉手当が入っているわけですね。勤勉手当相当が。そういうふうに仕分けはしていない、種別を分けていないわけですけど、勤勉手当が入っているんですね。職員と対比してみると。そういうことから、職員のボーナスを今回アップするということがあったからといって、必ずしも町長と副町長のボーナスを上げると、勤勉手当まで含めて上げるというふうにしなくてもいいのではないかと思いますけれども、どうなんですか、そこは。

○議長(稲葉昭宏君) 総務課長ですか。

(鈴木議員「総務課長だね」と呼ぶ)

○総務課長(山本秀樹君) 今回の手当につきましては、勤勉手当が入っているかどうかという

こと、特別職の場合は期末手当というような名称になります。ただ、その総支給率が3.95か月ということで、職員と同率になったものですから、今回職員も上がるから特別職も同じように今までもそういう形で動いてきましたので、率については同じように動かすというようなことを申し上げているわけでございます。

○10番（鈴木源一郎君） だから、当然分けてないわけだから、ボーナスということで出すわけだね。特別職・・・。だけど、中身をみるとさっき言ったようなことがあるので、勤勉手当は自らの勤勉を評価して出すという意味合いをもつ手当のわけですね。だから、そこで片方、職員のボーナスがアップしたからといって自動的に上げなくてもいいのではないかという話をしているわけですけども。

○総務課長（山本秀樹君） 普段の勤務状況をみてもわかるとおり、休みもないような状況で勤務をしておりますので、私としては、特別職であってもその辺は今回は、個人的な意見としては、出しても特に問題はないのかなというような感じがしております。

○9番（一瀬寿一君） 期末手当は当然私は出してもいいと思うんですよ。しかし、ただ、このアップしたものについてはちょっと別ですけども、しかし、期末手当というのは、これは特別職であろうと職員であろうとやっぱり年末になれば、これは出さなければならない。それはよくわかります。しかし、私はやっぱりこの条例に従っていかないと、なんかこの条例があるのか、ないのか、条例が本当に生きているのか、死んでいるのか、まったくわからないような状況で、先ほど給料とか、いろいろ言っていますけれども、やはり町民の皆さんに明確にちゃんとするということであるならば、逆に私は、これは、採決は当然やらなければならないと思いますけれども、12月議会でも、逆にさかのぼってその前に行政調査委員会もあるわけで、そこで了承を得てきて、はっきりとして、文句を言われたいとか、絶対安全圏だというような形をとればよかったのかなと私は思っているんですけども、しかし、これはちょっといま条例どおりになっていないと、その条例を審議していると、ちょっと時間がないので、やむを得ないですけども、その辺をちょっと聞かせてください。

○総務課長（山本秀樹君） 条例等の問題というのは、要は行調の条例に給料は審議する内容に入っているということだと思いますけれども、松崎町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例というのがありまして、そのなかで給料の額という項目が別表にありまして、給料の額は町長が61万2000円だよというふうに給料というのは、その固定給・・・、給料ということで固定給が決まっていますので、要はそこに期末手当が含まれた額ではないので、全体の給与ということになると、そういうこともあります、給料となると61万2000円、副町長でいけば49万

5000円というのが給料の額ということが定められていますので、その額を話し合いをするときに、その部分をいじるときには、行調にかけてやらなければならないというふうに我われはとっています。行調の方も給料ということになっていますので、ですから、今回は給料ではないので、その必要はないという判断をしたということでございます。

○9番（一瀬寿一君）　今まで職員がやっぱり人事院勧告でどんどん、どんどん下がって来ていましたよね。それで、特別職はやっぱりそのときには、特別職は下げていないわけだ。職員だけは下がってきた。職員が人事院勧告・・・、これは国県の方の方針でしょうから、これはこれで別にいいわけだけど、私も弁護士じゃないから、その辺が給与なのか、期末手当なのか全くわからない。非常に判断に困る。ただ、いま言ったように条例でいくと、その条例も難しい状況ですよ。ただ、ここで決めなければならないという非常に難しい問題になるけれど、もう一回、町長、副町長・・・、副町長は県の方から来てもらっている。その辺はどうですか。ちょっとお答え願えますか。

○議長（稲葉昭宏君）　一瀬君、答弁はちょっと待ってください。暫時休憩しますから。

申し上げますけれども、現に上程権は町長にあるわけです。提案権は。

ですから、もしね・・・、方法としては動議を出していただかないと、議会の方は。先ほど言ったように、今日採決をしないということであれば、動議を出していただくか、あるいは当局の方が、町長の方が取り下げることになります。これは。

そして、再上程を定例議会のときに、12月の定例議会のときに出してくるか、これは当局の方の判断ですけれども、じゃあ、議会側はどうかということ、動議を出していただかないと。

その動議について、いま調べてみますから、暫時休憩します。

（午前10時32分）

---

○議長（稲葉昭宏君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時47分）

---

○議長（稲葉昭宏君）　質疑を続けます。

○5番（高柳孝博君）　今の関係でもう一度当局の方の考えをしっかりと説明をお願いします。

○総務課長（山本秀樹君）　今回の改正につきましては、あくまでも、まず期末手当の支給率の関係でございます。これにつきましては、平成11年ころであれば4.95か月あったところがずっ

と下がってきて、3.95か月と約1か月分も減らされている状況にあります。これは一般職も下がってきたのに合わせて特別職の方も同様に下がってきたというような経緯もありますので、今回は一般職が4.1か月になるということで、それに合わせての改正ということですから、ぜひご理解をお願いしたいと思います。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

○7番（関 唯彦君） 議案第64号 松崎町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例に関して反対いたします。

一般職に関しては、本当に上げるべきで、上がりましたし、けれども、今現在松崎町自体が毎年だいたい30万円くらいずつ税収が下がってきています。ですけれども、町長は2期目をやっているわけですが、今の町長がいろいろな方策をして税収が上がったという実績がみられていない状況です。

この常勤に関しては、町長と副町長に関してですので、税収が上がったというのであれば、賛同してもいいんですけれども、上がらないで下がっている状態では、ちょっと私としては認められないので、この条例に対して反対いたします。

○議長（稲葉昭宏君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（稲葉昭宏君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第64号 松崎町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（稲葉昭宏君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---